

令和4年12月16日  
道路局路政課  
都市局街路交通施設課  
鉄道局施設課

## 改良すべき踏切道 85 箇所を新たに指定し、 踏切道対策を進めます

国土交通省は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国 85 箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切などについて、改良すべき踏切道として、新たに全国 85 箇所（別紙）の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じた改良計画の策定等への技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図ってまいります。

【参考】国土交通省の踏切道対策はこちらをご確認ください。  
( [https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu\\_index.html](https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html) )

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111  
道路局路政課 課長補佐 栗原（内線 37342）  
（課直通） TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616  
都市局街路交通施設課 課長補佐 松岡（内線 32852）  
（課直通） TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592  
鉄道局施設課 課長補佐 勝見（内線 40852）  
（課直通） TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

別紙

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
1	堂の前	岩手県盛岡市	東日本旅客鉄道(株)	山田線	盛岡市	市道	夕顔瀬町前九年一丁目線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
2	泉	秋田県秋田市	東日本旅客鉄道(株)	奥羽線	秋田県	県道	土崎港秋田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
3	宗道橋内2	茨城県下妻市	関東鉄道(株)	常総線	下妻市	市道	7240号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-
4	日光線第278号	栃木県栃木市	東武鉄道(株)	日光線	栃木市	市道	11125号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
5	下荒川	栃木県小山市	東日本旅客鉄道(株)	両毛線	小山市	市道	211号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
6	上毛線第47号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道(株)	上毛線	前橋市	市道	19-4102号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-
7	行田市No.1	埼玉県行田市	秩父鉄道(株)	秩父本線	行田市	市道	第5.3-276号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
8	西所沢第3号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	池袋線	所沢市	市道	4-37号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
9	東村山第6号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	新宿線	所沢市	市道	1-544号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
10	芝野	埼玉県深谷市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	深谷市	市道	F-528号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
11	京成西船第2号	千葉県船橋市	京成電鉄(株)	本線	船橋市	市道	00-052号線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
12	鎌ヶ谷大仏3号	千葉県船橋市	新京成電鉄(株)	新京成線	船橋市	市道	00-114号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
13	鶯の木2号	東京都大田区	東急電鉄(株)	東急多摩川線	大田区	区道	B-3-99号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
14	洗足池1号	東京都大田区	東急電鉄(株)	池上線	大田区	区道	B-5-61号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
15	千鳥町2号	東京都大田区	東急電鉄(株)	池上線	大田区	区道	B-9-13号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
16	多摩川1号	東京都大田区	東急電鉄(株)	東急多摩川線	大田区	区道	B-2-107号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
17	沼部1号	東京都大田区	東急電鉄(株)	東急多摩川線	大田区	区道	A-42号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
18	井荻第6号	東京都杉並区	西武鉄道(株)	新宿線	杉並区	区道	2103-1号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
19	京成高砂第1号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	東京都	都道	王子金町江戸川線	第二条第2号 (歩行者本トルネック踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	-
20	京成高砂第2号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	葛飾区	区道	葛24号	第二条第2号 (歩行者本トルネック踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	-
21	京成高砂第3号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	葛飾区	区道	676号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
22	京成高砂第4号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	葛飾区	区道	葛24号	第二条第2号 (歩行者本トルネック踏切)	-	-
23	京成高砂第7号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	葛飾区	区道	葛28号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
24	京成高砂第8号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	葛飾区	区道	453号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
25	京成高砂第9号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	本線	東京都	都道	王子金町江戸川線	第二条第2号 (歩行者本トルネック踏切)	-	-
26	京成高砂(金)第3号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	金町線	葛飾区	区道	630号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
27	京成高砂(金)第4号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	金町線	葛飾区	区道	葛351号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
28	京成高砂(金)第5号	東京都葛飾区	京成電鉄(株)	金町線	葛飾区	区道	葛102号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
29	京成小岩第1号	東京都江戸川区	京成電鉄(株)	本線	江戸川区	区道	A-0330号	第二条第2号 (歩行者本トルネック踏切)	-	-
30	京成小岩第2号	東京都江戸川区	京成電鉄(株)	本線	江戸川区	区道	301-0530号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
31	京成小岩第3号	東京都江戸川区	京成電鉄(株)	本線	江戸川区	区道	A-0340号	第二条第2号 (歩行者本トルネック踏切)	-	-
32	飛田給9号	東京都府中市	京王電鉄(株)	京王線	府中市	市道	2-211号	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
33	調布14号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	西93号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
34	一橋学園第1号	東京都小平市	西武鉄道(株)	多摩湖線	小平市	市道	D-7号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
35	菊名2号	神奈川県横浜市港北区	東急電鉄(株)	東横線	横浜市	市道	菊名第322号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
36	妙蓮寺6号	神奈川県横浜市神奈川区	東急電鉄(株)	東横線	横浜市	市道	篠原第341号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
37	金沢八景(逗)第2	神奈川県横浜市金沢区	京浜急行電鉄(株)	逗子線	横浜市	市道	朝比奈第534号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
38	久保沢第一	神奈川県相模原市緑区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	国土交通省	国道	16号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
39	久保沢第二	神奈川県相模原市緑区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	国土交通省	国道	16号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
40	北久里浜第3	神奈川県横須賀市	京浜急行電鉄(株)	久里浜線	横須賀市	市道	5020号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
41	高座渋谷13号	神奈川県藤沢市	小田急電鉄(株)	江ノ島線	藤沢市	市道	長後268号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
42	かしわ台1号	神奈川県海老名市	相模鉄道(株)	本線	神奈川県	県道	杉久保座間	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
43	第1領下	岐阜県岐阜市	東海旅客鉄道(株)	高山線	岐阜市	市道	領下1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
44	三柿野	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道(株)	高山線	各務原市	市道	蘇南2号線	第二条第4号 (歩道狭隘踏切)	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-
45	第5下万場	岐阜県郡上市	長良川鉄道(株)	越美南線	郡上市	市道	上刺・中万場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
46	小金	静岡県静岡市清水区	東海旅客鉄道(株)	東海道線	静岡市	市道	海岸1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
47	一本松	静岡県沼津市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	沼津市	市道	2698号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
48	桃里東	静岡県沼津市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	沼津市	市道	2143号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
49	二子5号	愛知県一宮市	名古屋鉄道(株)	尾西線	一宮市	市道	0211号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
50	苅安賀2号	愛知県一宮市	名古屋鉄道(株)	尾西線	一宮市	市道	1247号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
51	丸ノ内2号	愛知県清須市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	清須市	市道	清洲五条川1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
52	丸ノ内3号	愛知県清須市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	清須市	市道	国道丸之内線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
53	新清洲4号	愛知県清須市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	清須市	市道	土田住宅3号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
54	新清洲5号	愛知県清須市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	清須市	市道	土田104号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
55	鎌倉	愛知県弥富市	東海旅客鉄道(株)	関西線	弥富市	市道	鎌倉308号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
56	第二算所	三重県松阪市	東海旅客鉄道(株)	名松線	三重県	県道	松阪久居線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
57	初芝1号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	西風東線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
58	海塚1号	大阪府貝塚市	水間鉄道(株)	水間線	貝塚市	市道	小瀬前線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
59	海塚3号	大阪府貝塚市	水間鉄道(株)	水間線	貝塚市	市道	鳥羽島中線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
60	海塚9号	大阪府貝塚市	水間鉄道(株)	水間線	大阪府	府道	大阪和泉泉南線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
61	石才2号	大阪府貝塚市	水間鉄道(株)	水間線	大阪府	府道	岸和田牛滝山貝塚線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
62	名越2号	大阪府貝塚市	水間鉄道(株)	水間線	貝塚市	市道	名越千石荘線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
63	箱作18号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	大阪府	府道	淡輪停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
64	岩屋	兵庫県神戸市灘区	阪神電気鉄道(株)	本線	神戸市	市道	岩屋南10号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
65	新下野田	兵庫県姫路市	山陽電気鉄道(株)	本線	姫路市	市道	幹第6号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
66	打出駅	兵庫県芦屋市	阪神電気鉄道(株)	本線	芦屋市	市道	146号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
67	南馬場	奈良県香芝市	西日本旅客鉄道(株)	和歌山線	国土交通省	国道	165号	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
68	二上第9号	奈良県香芝市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	国土交通省	国道	165号	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
69	三輪街道	奈良県北葛城郡王寺町	西日本旅客鉄道(株)	和歌山線	奈良県	県道	桜井田原本王寺線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
70	中松江5号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江44号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
71	中松江8号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	古屋本脇線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
72	片原町	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	高松市	市道	(2)片原町沖松島線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
73	福田町第四	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	国土交通省	国道	11号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
74	塩上町	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	国土交通省	国道	11号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
75	千舟町第3	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	国土交通省	国道	56号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
76	藤原町	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	郡中線	国土交通省	国道	56号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
77	船津	福岡県大牟田市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡県	県道	勝立三川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
78	二日市6号	福岡県筑紫野市	西日本鉄道(株)	天神大牟田線	福岡県	県道	筑紫野筑穂線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
79	津丸	福岡県福津市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福津市	市道	津丸・西口線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
80	松山	長崎県長崎市	長崎電気軌道(株)	本線(軌)	長崎市	市道	松山町線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
81	大橋	長崎県長崎市	長崎電気軌道(株)	本線(軌)	長崎市	市道	松山町城菜町線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
82	西梁	熊本県熊本市中央区	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	熊本市	市道	九品寺6丁目画図町下無田第1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
83	山北口	熊本県玉名郡玉東町	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	熊本県	県道	部田見木葉線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
84	築地	熊本県球磨郡多良木町	くま川鉄道(株)	湯前線	多良木町	町道	中島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
85	磯街道	鹿児島県鹿児島市	九州旅客鉄道(株)	日豊線	鹿児島市	市道	上本町磯線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-

## 踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
  - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
  - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
  - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
  - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
  - ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

九 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの